

○第一建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組
情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	千代田区	中央区	港区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
①洪水・高潮における河川・海岸管理者からの情報提供等	A 洪水予報河川と水位周知河川において、避難指示等を直接区市長へ伝達する仕組みを促進する。(ホットメールの構築)	現状と課題	東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。	想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を踏まえ、東京都からの情報が区長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう引き続き現行の体制等を整備していく。	既にこの登録制防災メールをJアラート連携しているため、氾濫危険情報を区長に伝達する体制ができている。 ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・緊急性の高い情報については防災担当部署から区長に連絡する。			・首長による避難指示等の確定・迅速な発令を支援するため、首長に対し直接防災情報を提供する仕組み(ホットメール)を構築している。一部の自治体で未提供となっている。建設局)	【区市町村】 洪水平野又は水位周知情報の伝達系統圖に属する区市ののみ対象 【東京都】 建設局
			引き続き、東京都からの情報を区市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう引き続き現行の体制等を整備していく。	東京都からの情報を区長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう引き続き現行の体制等を整備していく。	緊急時の対応について引き続き東京都と調整していく。			・ホットメールの利用を促進していく。(建設局)	
			R 4年度	東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。	・都、気象庁や委託事業者から提供される気象情報を基に、避難指示等の発令を判断できる体制は整っているが、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間要する場合がある。	河川の水位情報、大雨情報、氾濫危険情報等の緊急情報が入手できる。区防災情報メールに区長もすでに登録しており、氾濫情報等は直接伝達できる体制を構築している。 区防災担当者はホットメール構築ができたため、引き続き、都と緊急時対応について調整していく。		・引き続き、対象の全自治体の参加を求めていく。(建設局)	
	B 洪水予報河川、水位周知河川、その他河川及び水位周知海岸において、避難指示等の発令判断の支援を区市町村避難指示部署等へ伝達できる仕組みを促進する。(避難指示等の発令判断の支援)	現状と課題	東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。	・都、気象庁や委託事業者から提供される気象情報を基に、避難指示等の発令を判断できる体制は整っているが、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間要する場合がある。	・区長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間要する場合がある。			・防災情報を区防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水防災総合情報システムにより、水位計や雨量計の情報を区に提供している。また、河川の状況をわかりやすく提供するため、河川監視カメラの映像をYouTubeを活用して動画を配信している(建設局)	
			引き続き、東京都からの情報を区市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。	・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を踏まえ、東京都からの情報を区長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう引き続き現行の体制等を整備していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。			・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局)	
			R 4年度	東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。	・東京都から避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを構築済み。	・東京都から避難情報等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを構築済み。		・洪水予報河川、水位周知河川について、防災情報を区市防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。(建設局) ・防災情報を区市防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水位周知海岸について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済である。(港湾局、建設局)	
	②避難指示等発令の対象区域等の基準等の確認(水害対応タイムライン)	現状と課題	東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。	・現状、神田川流域においては河川氾濫の想定がなく、大きな被害がないため、区独自のタイムラインについては策定していない。また、発令対象区域、詳細な発令判断基準も地域防災計画で予め定めていない。	・避難情報等の発令に着目した、区独自のタイムラインについては策定済み			・水位上昇が極めて速い中小河川においては、リードタイムを確保できないため、多機能避難割りタイムラインを作成することは困難である。(総務局・建設局) ・災害により区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、避難指示及び緊急安全確保措置の全部又は一部を当該区市町村長に代わる区長が行う。(総務局) ・区のタイムライン策定支援のために、高潮氾濫発生情報の提供を行う必要がある。(港湾局・建設局)	
			今後の取組的な	洪水に関する避難勧告等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を検討していく。	・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を踏まえ、必要に応じて、検討していく。	・避難情報等の発令基準を周知していく。 ・タイムラインについては関係機関にも周知し、必要に応じて参加を促していく。	・タイムライン作成を検討している区市町村に対し、気象情報の利用方法の解説等を行うと共に、洪水警報の危険度分布等の利活用促進を図る。	・水害時のタイムラインの作成について、既に運用されているタイムラインの情報を共有するなど、区市町村の取組を支援していく。(総務局・建設局・港湾局)	
			R 4年度	神田川及び日本橋川について、「避難情報伝達マニュアル」を作成し、発令基準を明確化している。	・タイムラインの作成の必要性については、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を踏まえ、必要に応じて検討していく。 ・区市町村が定めた洪水・基幹時ににおける避難指示等の発令判断基準等を発令しやすい。	・避難情報等についてはハザードマップにて記載する等周知を行ってきたが、今後も引き続き行っていく。 ・今年度は台風接近に伴い、タイムラインの適用を行う必要が無かつたので、来年度は出水期前に協力機関等へ周知を行っていく。多摩川タイムラインについても気象情報の提供等を行っている。 ・区市町村防災担当者との打合せ等連携を強化し、避難指示等の発令基準の見直し等について適宜助言を行っている。		・今年度、危険度分布「キキクル」の色が変更になったことを受け、「区市町村タイムライン作成手順書」及び「区市町村タイムラインひな形」を更新し、区市町村へ展開した。引き続き、区市町村のタイムライン作成を支援していく。(総務局) ・減災協議会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際に、水害対応タイムラインの作成の有無を確認するとともに、区市町村が避難指示を発令する際の判断基準を確認している。建設局・総務局・港湾局)	
③水害危険性の周知、ICTを活用して住民へ	・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報について住民等への周知方法を複数種類で、洪水情報や避難情報等が住民へ確実に伝達される取組を促進する。 ・洪水予報河川、水位周知河川、簡易な方法による河川及び水位周知海岸について情報を確実に伝達する。	現状と課題	住民への情報伝達手段として、防災行政無線、防災ラジオ、各SNSのほか、区独自の登録制メールなどを備えている。	・区独自の登録制メールにより洪水情報を周知している。 ・洪水予報、避難情報の周知は、港区防災行政無線、防災ラジオ、防災情報等として、防災行政無線、緊急告知ラジオ、一斉送信システムを整備している。	・古川の水位を区ホームページで公表、登録型防災メールで配信。 ・洪水予報、避難情報の周知は、港区防災行政無線、防災ラジオ、防災情報等として、防災行政無線、緊急告知ラジオ、一斉送信システムを整備している。	・洪水予報河川を除く中小河川について、洪水警報の危険度分布を気象庁ホームページで提供している。また、6時間先までの流域雨量指数の予測値を気象庁ホームページで提供している。	・河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。水位やカメラ映像等のリアルタイム情報を「東京都水防災総合情報システム」や「Youtube」で公開し、情報発信を強化している。(建設局) ・登信情報の集約化や有効活用策の検討が必要である。(建設局) ・平常時から潮位データ、海面のライブ映像、気象情報等をウェブ上にリアルタイムで公開する高潮防災総合情報システムを運用している。(港湾局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局・港湾局	
			今後の取組的な	各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行い、情報の確実な伝達について検討していく。 ・洪水予報、避難情報等の情報収集の方法について、ホームページ等で普及啓発を行っていく。	・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。	・気象庁ホームページ等で提供している洪水警報の危険度分布や流域雨量指数の予測値を利用し、水害の危険性を事前に確認し、防災関係機関や住民が適時適切な防災対応をとるよう、周知広報を行う。	・引き続き、監視カメラや水位計を増設し、リアルタイム情報の公開数を増やしていく。 ・閲覧件数やアクセス数等から、活用状況を把握する。(建設局) ・高潮浸水想定区域図の改定に伴い、高潮防災総合情報システムの改修を行う。(港湾局)		

第一建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」							
情報の提供	R 4年	情報が住民に確実に伝わるような手段について、引き続き検討していく。		・情報発信を効率的かつ迅速に行うため導入した一斉送信システムに、LINEとの連携を追加し機能を拡充した。 ・現在導入している緊急告知ラジオの電波不感エリアに対応するため、より電波の強い280MHz新型緊急告知ラジオを導入した。		・出水期や防災週間等の期間に発行する広報等で防災情報メール登録への周知を行った。 都内各区市町村長、防災担当者との打合せの際、キックル(危険度分布)や流域雨量指数の予測値の活用について周知を実施した。	
項目	東京都管轄河川を対象とした取組内容		千代田区	中央区	港区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局
④危険レベルの統一化による防災情報の整理	R 4年	警戒レベルと避難行動を結びつくように周知を図っていく。 ・中央防災会議で定められた警戒レベルの表記による避難情報や防災気象情報を整理し運用していく。		警戒レベルと避難行動を結びつくように周知を行っていく必要がある ・警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを検討する必要がある。	警戒レベルと避難行動を結びつくように周知を行っていく必要がある ・警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。	・防災気象情報について、各警戒レベルとの位置づけを明確化し提供する必要がある。 ・警戒レベルについての周知啓発を進める必要がある。	・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルを明示した発表文を用いて運用している。(建設局) ・全區市町村が対象【気象台】 【東京都】 ・建設局、港湾局
		警戒レベルと避難行動を結びつくように周知を図っていく。 ・区主催のイベントの場で、避難情報とそれに応じてるべき避難行動を記載した掲示物を展示することで、住民への周知を図った。	警戒レベルと避難行動を結びつくように周知を行っていく必要がある ・警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。	警戒レベルと避難行動を結びつくように周知を行っていく必要がある ・気象庁や東京都が発表する情報元に、警戒レベルが分かる形式で、動きにも注視しながら、避難指示等の防災情報を発表する仕組みについて、必要に応じて見直しを図っていく。	・防災気象情報に、対応または相当する警戒レベルを記載して発表する。 ・警戒レベルについての周知啓発活動を、関係機関と連携して実施する。	・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用をしている。(港湾局、建設局)	
		・ダムや堤防等の施設で係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行っている。(水道局、建設局) ・関係機関にダム放流に関する情報を伝達している。(水道局、交通局)	・気象庁ホームページのキックル(危険度分布)について、警戒レベル5相当の「災害切迫」(黒)を新設するとともに、警戒レベル4相当を「危険」(紫)に統合することで、より分かりやすく危険度を伝えることができるようになる改善を実施。 ・自治体向け講習会や担当者打合せの機会に警戒レベルの説明を行った。	・気象庁ホームページのキックル(危険度分布)について、警戒レベル5相当の「災害切迫」(黒)を新設するとともに、警戒レベル4相当を「危険」(紫)に統合することで、より分かりやすく危険度を伝えることができるようになる改善を実施。 ・自治体向け講習会や担当者打合せの機会に警戒レベルの説明を行った。	・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルが分かる発表文により運用している。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用している。(港湾局、建設局)		
⑤防災施設の機能に関する情報共有及びダム放流水情報の活用	R 4年	・ダムや堤防等の施設に係る機能等に関する情報共有を行う。 ・避難行動に繋がるダムの放流水情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。		・ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行っている。(水道局、建設局) ・関係機関にダム放流に関する情報を伝達している。(水道局、交通局)	・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局) ・避難行動に繋がるダムの放流水情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じての改善の検討を行う。(水道局、交通局)	・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)	・引き続き、水防計画に基づき、関係機関にダム放流に関する情報を確実に伝達する。(水道局、交通局) ・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)
		・ハザードマップで避難場所を公表している。 ・現状、神田川流域においては河川氾濫の想定がなく、大きな被害がないため、隣接区と避難体制を共有していない。 ・想定最大規模降雨の浸水予想区域図等に基づく被害状況を分析していくとともに、現在の避難場所を確認する必要がある。	・避難場所等の共有については、検討が進んでいない。			・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改修を完了した。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・区市町村が作成している水害ハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。(建設局) ・区市町村間の避難にかかる調整を支援している。(総務局)	
		・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に避難場所、経路を検討する。 ・隣接区市町村の避難場所共用し連絡体制を構築していく。	・住民が確実に避難できる経路を検討していく。 ・想定最大規模降雨の浸水予想区域図等に基づく被害状況を分析していくとともに、現在の避難場所を確認する必要がある。	・想定最大規模降雨の浸水予想区域図等に基づく被害状況を分析していくとともに、現在の避難場所を確認する必要がある。 ・住民が確実に避難できる経路を検討していく。	・区境付近の住民等に対し、隣接自治体と連携し、避難場所を共有できる体制について必要性を検討していく。 ・住民が確実に避難できる経路を検討していく。		・都が公表した高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局) ・引き続き、区市町村間の避難にかかる調整を支援する。(総務局)
⑥隣接区市町村等への避難体制の共用	R 4年	令和3年度に作成及び全世帯配布を行ったハザードマップについて、引き続き周知を行っている。	・令と都が共同で設置した「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」に参考し、都内の各自治体や関係機関の動向を注視した。 ・隣接区と連携関係が構築できていないため、区境付近の住民に対する避難所を共有する対策は着手できていない。 ・避難経路についてはハザードマップに記載している避難所等の経路について検討していく。	・隣接区と連携関係が構築できていないため、区境付近の住民に対する避難所を共有する対策は着手できていない。 ・避難経路についてはハザードマップに記載している避難所等の経路について検討していく。			・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引続き、高潮浸水想定区域図を基に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援。(下水道局) ・内閣府と共同で設置している「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」において、首都圏における大規模風災時の広域避難策等を円滑に実施するために、平時から各機関の関係を深めた上で、必要な取組事項等について検討を進めている。(総務局)
			・都が公表した高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局) ・内閣府と共同で設置している「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」において、首都圏における大規模風災時の広域避難策等を円滑に実施するために、平時から各機関の関係を深めた上で、必要な取組事項等について検討を進めている。(総務局)				
		・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等作成成し、公表しており、神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・区市町村に対して、都各局が所管・管理する施設一覧を情報提供を行い支援している。(建設局) ・所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(生活文化スポーツ局) ・東京都豪雨対策基本方針に基づく、都民や企業の自助を促進する対策として、各施設管理者と行政が協力で計画の策定等を行うことを目的とした「東京都地下街等浸水対策協議会」を設置。大規模地下街等緊急連絡体制などを定めた浸水対策計画を開発した。(都市整備局) ・区市町村地域防災計画に位置付けられた所管する要配慮者利用施設について、避難確保計画が早期に作成されるよう指導を行っている。(福祉保健局) ・想定最大規模降雨にした浸水予想区域図を作成し、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改修を完了した。(下水道局) ・都立学校等に対する要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(教育局)					
⑦要配慮者利用施設等における施設の作成状況、訓練の実施状況の確認	R 4年	・洪水浸水想定区域図、高潮浸水想定区域図等を基に避難場所、経路を検討する。 ・隣接区市町村の避難場所共用し連絡体制を構築していく。	・地域防災計画で定めた要配慮者利用施設について、避難確保計画の提出を促している。	・都管理河川)(・神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図や今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水想定区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。 ・(国管理河川) ・地域防災計画で定めた要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の提出及び連絡訓練の実施を促している。	・要配慮者所施設の浸水防止・避難確保計画は概ね作成されているが、立地や計画の変更について随時確認が必要。 ・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。 ・(国管理河川) ・地域防災計画で定めた要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の提出及び連絡訓練の実施を促している。	・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 ・避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務化されたことについて、(国管理河川) ・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。	・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等作成成し、公表しており、神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・区市町村に対して、都各局が所管・管理する施設一覧を情報提供を行い支援している。(建設局) ・所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(生活文化スポーツ局) ・東京都豪雨対策基本方針に基づく、都民や企業の自助を促進する対策として、各施設管理者と行政が協力で計画の策定等を行うことを目的とした「東京都地下街等浸水対策協議会」を設置。大規模地下街等緊急連絡体制などを定めた浸水対策計画を開発した。(都市整備局) ・区市町村地域防災計画に位置付けられた所管する要配慮者利用施設について、避難確保計画が早期に作成されるよう指導を行っている。(福祉保健局) ・想定最大規模降雨にした浸水予想区域図を作成し、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改修を完了した。(下水道局) ・都立学校等に対する要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(教育局)
			・洪水浸水想定区域図、高潮浸水想定区域図等を基に避難場所、経路を検討する。 ・隣接区市町村の避難場所共用し連絡体制を構築していく。	・(都管理河川) ・神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図や今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水想定区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。 ・(国管理河川) ・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。	・(都管理河川) ・神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図や今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水想定区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。 ・(国管理河川) ・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。	・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表している。(建設局) ・引続き、区市町村に対して、情報提供を行い支援していく。 ・必要に応じ、所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局への更なる周知を行うとともに、都立学校が行う実地指導等において訓練の実施状況等の確認を行う。(生活文化スポーツ局) ・各施設管理者の意見等を踏まえ、浸水対策計画の更なる充実を図る。(都市整備局) ・区市町村と共同し、所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の点検を行。(福祉保健局) ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(下水道局) ・引続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局) ・区市町村と協力して、都立学校等に対する要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(教育局)	

○第一建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」	小喇叭江戸川河川下水道局 避難訓練の実施状況を確認する。 ・大規模地下街等の浸水対策における防災訓練を実施し、避難経路を精査する。	R 4年度	地域防災計画において指定した要配慮者利用施設について、府内の開通部署を窓口課とし、避難確保計画及び訓練実施結果報告書の提出等を受け付けている。	・地域防災計画改定に合わせて追加された要配慮者利用施設・地下街等に対し、避難確保計画の作成や避難計画の実施に関する事項を通知等に対し、避難訓練の実施状況について、見直しを行った。	・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設について、地域防災計画の改定に伴い見直しを行った。 ・提出された避難確保計画について精査・助言等を行った。			・引き続き、想定最大規模降雨による浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ・雨水出水浸水想定区域図等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)
								・引き続き、高瀬浸水想定区域図を基に、区が作成する高瀬ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・各区市町村の避難確保計画作成状況や避難訓練実施状況を確認し、必要に応じ、取組内容を共有するなどの支援を行った。また、要配慮者利用施設の避難確保計画作成率が低く、未作成の施設数が多い区3市を対象に、現状の課題について個別ヒアリングを実施し、作成率が高い2区の独自の工夫事例について共有を図り、国交省水管理・国土保全局に適宜情報共有し、必要な支援を求めた。(建設局) ・学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について周知を行うなどの取組を実施(生活文化スポーツ局) ・東京都地下街等浸水対策協議会では、12地区部会を計24回、幹事を1回開催した。(都市整備局) ・出水期間には、各地区では地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。また、7地区では避難誘導・浸水防止対策の実動形式による訓練を実施した。なお、渋谷地区的訓練では、状況を実際の有事に近づけ、実動訓練の実効性を高めるため、利用者としての役だけをえ、訓練シナリオを考えない参加者を用意して行った。(都市整備局) ・避難経路の精査としては、池袋・新橋の2地区で、地元区と施設管理者とともに実施した。また、1月から10月に地下街等の浸水避難を支援する映像を施設管理者のデジタルスクリーン等で上映した。(都市整備局) ・所有法規に基づく指導監査等の際に避難確保計画の確認を行った。(福祉保健局) ・要配慮者利用施設に位置付けられた都立学校に対して、避難確保の計画の作成及び区市町村との提出並びに避難訓練の実施について適切に対応するよう周知

平野からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項								
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	千代田区	中央区	港区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑥想定最大規模降雨による浸水想定区域図の共有 ・想定最大規模降雨による浸水想定区域図を基に、浸水想定区域図を指す 想定区域図や想定区域図を指す 想定区域図による浸水想定区域図を指す 想定区域図等の共有	・想定最大規模降雨による 想定区域図の共有 ・想定最大規模降雨による 想定区域図を基に、 想定区域図を指す 想定区域図を指す 想定区域図による 想定区域図を指す 想定区域図等の共有	R 4年度	現状と課題				【東京都】 建設局、下水道局、 港湾局、建設局 【中町村】 中町村のみが対象 （下水道等排水施設に關する雨水出水（内水）への対応）	
			今後の具体的な取組				・引き続き、雨水出水浸水想定区域図の作成及び雨水出水浸水想定区域の指定について検討していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、市町村が作成する雨水出水浸水想定区域図の作成について技術支援を行っていく。(建設局、下水道局) ・高潮浸水想定区域図を改定検討を行っている。(港湾局、建設局) ・既往の浸水想定区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を作成でき次第、順次公表・普及啓発していく。(建設局、下水道局) ・雨水出水浸水想定区域図を順次作成(下水道局) ・市町村が策定する雨水出水浸水想定区域図を技術支援する(下水道局) ・高潮浸水想定区域図の改定検討を行っている。(港湾局、建設局) ・既往の浸水想定区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図の作成に着手した建設局、下水道局)	
⑨水害ハザードマップの作成、改良と周知	・想定最大規模降雨による 想定区域図、高潮浸水想定区域図を基に水害ハザードマップの作成促進と作成状況を共有する。 ・水害ハザードマップを住民へ効果的に周知する方法を検討する。 ・わかりやすい水害ハザードマップへの改定について検討する。	R 4年度	現状と課題	東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、ホームページ等で公表している。	・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、ホームページでの公表や窓口配布を行っている。ハザードマップには浸水想定のほか、避難情報の発令基準や大雨の際の備え等について記載 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。		・想定最大規模降雨による浸水想定区域図を作成・公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局) ・高潮浸水想定区域図を公表している。(港湾局、建設局) ・既往の浸水想定区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を作成する必要がある(建設局、下水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、 港湾局
			今後の具体的な取組	・住民へ効果的に周知する方法を検討していく。 ・想定最大規模降雨による浸水想定区域図等の改正状況を踏まながら、ハザードマップの更新について検討していく。	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図等の改正状況を踏まながら、ハザードマップの更新について検討していく。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。		・想定最大規模降雨による浸水想定区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨による浸水想定区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	
⑩まるごとまちごとハザードマップの促進	・まるごとまちごとハザードマップの取組状況と効果事例を共有する。	R 4年度	現状と課題	設置先の施設と協議のうえ、実施を随時進めている。	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。	・ハザードが未確定な中で、具体的な検討には至っていない。	・国からまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成を支援している。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局
			今後の取組方針	住民に向けてより効果的に周知するため、設置場所等を検討していく必要があります。	・神田川流域における想定最大規模降雨の浸水想定区域図等による被害状況を分析していくとともに今後発表される想定最大規模降雨による浸水想定区域図を踏まえ、検討していく。	・まるごとまちごとハザードマップの実施については、必要性も含めて検討していく。	・引き続き、国からまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成を支援していく。(建設局)	
			今後の具体的な取組	設置先の施設と協議のうえ、実施を随時進めている。	・まるごとまちごとハザードマップの実施については、必要性も含めて検討していく。	・まるごとまちごとハザードマップの実施については、必要性も含めて検討していく。	・国からまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成の取組を支援した。(建設局)	
⑪浸水実績等の周知	・浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ効果的に周知する取組を実施する。	R 4年度	現状と課題	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・HP及び窓口で浸水実績図を公表、周知している。	・本庁の土木課窓口で浸水履歴の閲覧が可能である。	・ホームページで浸水実績を公表している。(建設局) ・より多くの住民に対して周知していく必要がある。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局
			今後の具体的な取組	他区市町村の取り組み事例を参考に周知方法を検討していく。	・HP及び窓口で浸水実績図を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他自治体の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)	
			今後の具体的な取組	・ホームページで浸水実績を公表していることについて周知した。	・ホームページ及び窓口で浸水実績図を公表した。	・本庁での浸水履歴の対応を引き続き行つた。 他市町村の取組みについては引き続き情報収集を行つ。	・ホームページで過去の浸水実績について公表している。また、各種パンフレットや広報誌等を活用し、水防災情報の発信を実施している。 ・今後は、水害リスクに対する意識啓発や防災情報の発信強化に向けて、浸水リスクや水害実績等のハザード情報を取り組む。(建設局)	
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	千代田区	中央区	港区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
		現状と課題	冊子版の水害ハザードマップの中に、各家庭のマイ・タイムラインを作成するためのページを含めることで、作成の推進を図っている。また、区内にもデータを掲載している。	・自助の取組を促すため、パンフレットや啓発チラシ等を作成し、配布している。	在宅避難を原則とし、必要に応じた避難所等への避難方法について周知している。		・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局

○第一建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共通」									
②自動・共助の仕組みの強化	A 住民一人ひとりの避難計画等の作成を促進する。	今後の具体的な取組	マイ・タイムラインの重要性について、引き続き周知していく。	・引き続き、自助の取組や在宅避難について周知していく。	引き続き周知を行い、各区民が自助・共助の考え方のもと、発災時の正しい避難行動の知識を身に付けている状態をめざす。		・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する。(総務局) ・引き続き、セミナー事業を通じマイ・タイムライン普及拡大に取り組む。また、セミナーの実施にあたっては市町村や国と連携し、各地域のニーズを踏まえたより効果的な開催先・受講団体を選定する。(総務局)		
			R 4年度	マイ・タイムラインの重要性について、引き続き周知していく。 災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・日ごろからホームページや区のおしらせなどにより、防災用品の備蓄や避難行動の注意点など過程でできる大雨対策について周知するとともに、町会へ防災出前講座を実施するなど、区民の水害対策への意識の向上を図った。	引き続き周知を行い、各区民が自助・共助の考え方のもと、発災時の正しい避難行動の知識を身に付けている状態をめざす。	・都民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局) ・都内全ての小中学校・高等学校・区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民的正確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。(総務局) ・「東京マイ・タイムライン」のアプリ版コンテンツを作製・配信し、利用率向上を目指した広報に取り組んでいる。(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を作製・配信している。(総務局) ・都民の風水害に対する対応力をため、町会・自治会・親子・企業・学校を対象として東京マイ・タイムラインセミナーを実施している。(総務局)		
B 水害リスクも考慮した避難行動要支援者名簿の作成促進及び避難行動要支援者への水害リスク周知について、検討する。	C 地域防災力の向上のための人材育成を検討する。	今後の具体的な取組	R 4年度	災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。 B 水害リスクも考慮した避難行動要支援者名簿の作成促進及び避難行動要支援者への水害リスク周知について、検討する。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿は策定済 ・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者の個別計画策定について、検討している。	水害リスクを考慮した避難行動要支援者の個別支援計画は行っていない。 ・民生委員等からの要望に応じて、職員による水害リスクの講座を行っている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組みについて、区市町村の支援を行っている。(福祉保健局)		
			R 4年度	引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・引き続き、個別支援計画の策定を進めるとともに、水害リスクの周知を行っていく。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組みについて、区市町村の支援を行っていく。(福祉保健局)	[区市町村] 全区市町村が対象 [東京都] 福祉保健局		
C 地域防災力の向上のための人材育成を検討する。		現状と課題	R 4年度	避難行動要支援者・避難支援等関係者への水害リスクを周知するとともに、災害時に迅速な避難ができるように避難行動要支援者名簿登録者へ防災行政無線の内容が聴ける防災ラジオを配布した。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿は策定済 ・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者の個別計画策定について、検討した。	引き続き、個別支援計画の策定を進めるとともに、水害リスクの周知を行っていく。	区市町村の効率的・効率的な個別避難計画の作成を推進するため、区市町村担当者向け研修会での事例紹介や、包括補助による財政支援を実施していく。(福祉保健局)	[区市町村] 全区市町村が対象 [東京都] 総務局、建設局	
			R 4年度	避難所毎に行う避難所防災訓練や、町会等が行う防災訓練で、水害についての普及啓発活動を行っている。 C 地域防災力の向上のための人材育成を検討する。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者の個別計画策定について、検討を進めている。	防災士養成講座を開講し、防災士の養成を行っている。 一方で、養成した防災士の活用方法が課題となっている。	・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	[区市町村] 全区市町村が対象 [東京都] 総務局、建設局	
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容								
	千代田区		中央区		港区		東京都		
①住民・関係機関が直撃した避難訓練等の充実	・区市町村等による避難訓練を実施した場合、住民等から多様な御意見等が直撃した避難訓練を実施する。	現状と課題	毎年、集中豪雨のシーズン前である5月に関係機関と連携して水防訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。(住民は見学) ・より多くの住民が参加しやすい訓練内容を検討する必要がある。	・関係機関が連携した水防実働訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練内容を検討する必要がある。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)へ参加しているが少数となっている。	・避難指示等の発令のもどとなる河川情報の伝達訓練を実施している。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施している。(建設局、港湾局) ・区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っている。(総務局)		
			R 4年度	引き続き、関係機関と訓練内容を検討しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)が充実したものとなるよう、協力していく。	・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練をより多くの区市町村と連携して実施していく。(建設局、港湾局) ・引き続き、区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。(総務局)		
②防災教育の充実	・防災教育に関する指導・計画作成への支援など、小学校等における防災教育の充実に向けた取組を実施する。	現状と課題	住民に対して、感染症対策も含めた避難所運営に関する訓練を実施した。	・区、消防署、消防団と共同で水防訓練を実施した。 ・周辺住民の方にも参加いただいた。	関係機関と水防訓練を実施した。	・6月25日練馬区土砂災害警戒区域対象避難訓練に参加し、防災気象情報について講話を行った。 ・9月3日東京都・品川区合同総合防災訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。 ・11月9日東京都・神津島村合同総合防災訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。 ・11月12日杉並区総合震災訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。	・多摩川沿川の5自治体と連携して、大規模風水害を対象とした岡上訓練を実施した。(総務局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引き続き多くの関係機関と連携し、河川情報等の伝達訓練を実施していく。(建設局、港湾局)		
			R 4年度	課外授業等を通して防災教育を実施している。	・水害に特化した防災教育は十分にできていない。	・水防に特化した防災教育は十分にできていない。	・情報提供等を通して各私立学校における防災教育の取組を支援(生活文化スポーツ局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応について、各学校へ支援を行う必要がある。(教育庁)	[区市町村] 全区市町村が対象 [東京都] 教育局、生活文化スポーツ局、総務局	
③防災教育の充実	・防災教育に関する指導・計画作成への支援など、小学校等における防災教育の充実に向けた取組を実施する。	現状と課題	引き続き、防災教育を実施していく。	・関係部署と協議し、水防に関する防災教育について検討していく。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・引き続き関係機関と連携し、防災教育の実施拡大に向けて取組む。	・防災教育に関する通知等の周知とともに、学校からの問合せ等への助言を行い、各私立学校の取組を支援する。(生活文化スポーツ局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。(教育庁)	[区市町村] 全区市町村が対象 [東京都] 教育局、生活文化スポーツ局、総務局	
			R 4年度	将来的に地域防災における中心的役割を果たすことになる区内の小学生に向けて、防災講座を実施した。	・引き続き、水害全体(津波や高潮等も含めて)に関することなど総合的な観点から、防災教育の実施について検討していく。	・水防に特化した防災教育の実施に至っていない。 ・防災教育の実施の拡大について今後検討していく。	・11月15日荒川下流河川事務所及び北区役所と連携し、北区神谷中学校での防災教育にブースを出展した。	・都内全ての中小学校・高等学校・区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民的正確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を作製・配信している。(総務局) ・都立高等専門学校を主に、東京マイ・タイムラインセミナーの出講講師及び、VR体験を実施し、生徒の防災意識向上を図っている。(総務局) ・情報提供等を通して各私立学校における防災教育の取組を支援した。(生活文化スポーツ局) ・私立高等専門学校第1学年等を対象に「東京マイ・タイムライン」を活用した授業実践を依頼し、普及啓発を行った。(総務局、教育庁) ・学校における安全教育の基本的考え方や、様々な場面を想定した避難訓練の具体的な事例などを掲載した。教員向けの実践的な指導の手引きである「安全教育プログラム」を、公立学校全教員に配付し、防災教育の充実を図った。(教育庁) ・学校安全教室指導者講習を通して、災害安全を含む安全教育を推進する教員の資質・能力を育成するとともに、受講した教員が所属校において校内講習を実施す	[区市町村] 全区市町村が対象 [東京都] 建設局、水道局、交通局
△滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項									
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容								
①水位計、河川監視用カメラ等の整備	・国土省において開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリーの危機管理型水位計の整備と設置状況	現状と課題	千代田区	中央区	港区	气象庁東京都気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
			R 4年度	・河川の一部に水位計や河川監視用カメラ等を設置してある。 ・汽水地域であるため、上流の水位と下流の潮位などを考慮した水位計や河川監視用カメラ等の適正配置など、必要性とともにその検討が必要である。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない。 ・水位計や河川監視用カメラ等の必要性について検討する。	・水位計、監視カメラは設置しているが、東京都設置カメラとの連携、区民間について引き続き検討が必要		河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村が対象(東京都) ・区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っている。(総務局)	[区市町村] 全区市町村が対象 [東京都] 建設局、水道局、交通局
②水位計、河川監視用カメラ等の整備	・水位計、河川監視用カメラ等の整備	今後の具体的な取組	水位計、河川監視用カメラ等の配置について検討し、必要に応じて他自治体との情報が共有できるシステムを検討していく。	・水位計や河川監視用カメラ等の必要性について検討する。	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討していく。		・実施主体間での設置予定情報や事例の共有(建設局) ・引き続き放流警報装置の点検整備を確実に行っていく。(交通局) ・放流警報装置(ライアン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実に行っていく。(水道局)	[区市町村] 全区市町村が対象 [東京都] 建設局、水道局、交通局	

○第一建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」						
(税金予定含む)を共有する。 ・ダム放流警報設備等の適切な維持管理を実施する。	R 4 年度	・今後の東京都や他自治体の検討状況を踏まえながら、水位計、河川監視用カメラ等の必要性について検討する。 ・引き続き、水位計や河川監視用カメラ等の必要性について検討していく。	・水位計、河川監視用カメラを配置している。			・河川監視カメラや水位計、無線型の観測機器等の増設を検討していく。(建設局) ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実に行っていく。(交通局) ・放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実に行っていく。(水道局)

2)的確な水防活動のための取組
水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	千代田区	中央区	港区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑩水防上注意を要する箇所の確認、水防資機材の整備等	現状と課題	・出水期前に、消防機関等と水防上注意を要する箇所等を想定した共同水防訓練を実施している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。			・出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施している。(建設局) ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。(建設局)	[区市町村] 全区市町村が対象 [東京都] 建設局
		・河川整備の進捗状況等を踏まえた、出水期前に自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施する。 ・各構成員が保有する水防資機材について共有し、円滑な水防活動の実施に向けて検討する。	・引き続き、出水期前後の、水防上注意を要する箇所の巡回点検を実施していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。			・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。(建設局) ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。(建設局)	[区市町村] 全区市町村が対象 [東京都] 建設局
	今後の具体的な取組	・出水期前に、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を行った。 ・現在備蓄している水防資機材の確認を行い、今後、購入すべき資機材を検討している。	・出水期前に、河川管理者と水防上注意を要する箇所の共同点検を行った。 ・今年度も出水期前の共同点検に区の水防担当、防災担当が参加し、注意すべき箇所について確認を行った。 ・水防資機材についても適宜更新を行っている。				・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施した。引き続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局) ・水防資機材の備蓄内容の見直し、倉庫整理を実施した。(建設局)	[区市町村] 全区市町村が対象 [東京都] 建設局
⑪水防訓練の充実	現状と課題	毎年、集中豪雨のシーズン前である5月に関係機関と連携して水防訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・再開発事業に伴う整備等で水防訓練を行う十分なスペースのある場所の確保が難しい。	・関係機関と連携した水防訓練には準備段階から参加している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。			・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車について、機器の操作・取扱訓練を実施している。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画し水防訓練を実施している。(建設局) ・出水期前に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を実施している。(総務局) ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。(総務局、建設局)	[区市町村] 全区市町村が対象 [気象台] [東京都] 建設局、総務局
		・毎年実施している水防訓練について、実践的な訓練を実施する。	・代替えの場所を確保するとともに、水防訓練の内容について検討する。 等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・実践的な訓練となるよう、引き続き関係機関と連携し、検討に協力していく。		・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を検討していく。(総務局) ・より実践的な水防訓練となるよう検討していく。(建設局)	[区市町村] 全区市町村が対象 [東京都] 建設局、総務局
	R 4 年度	消防機関と協議し、水防悪勢時の連絡体制の改善を図った。	・区、消防署、消防団と共同で水防訓練を実施した。 ・水防訓練実施場所について検討を行った。	・水防訓練を実施した。各消防署、地域防災協議会等の関係機関、住民も参加し、水防資機材等の説明も実演で行われた。	東京消防庁・国立市・立川市・昭島市合同総合水防訓練に参加し、防災気象情報の周知等を実施した。		・多摩川沿川の5自治体と連携して、大規模風水害を対象とした図上訓練を実施した。(総務局) ・管内の水防管理団体との合同排水ポンプ車訓練について、対象団体を拡大して実施した。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画した(建設局)	[区市町村] 全区市町村が対象 [東京都] 建設局、総務局
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	千代田区	中央区	港区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑫水防に関する広報の充実	現状と課題	区内消防署と協同した入団促進活動を実施。 ※ホームページ・広報紙等には掲載していない(署が作成したチラシ等を窓口に設置)。	・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。	・消防団員の募集について区の広報を検討している。			・ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局) ・区市町村に依頼し、区市町村の広報紙に水防システムの概要を掲載し、周知を図っている。(建設局)	[区市町村] 全区市町村が対象 [東京都] 建設局、総務局
		・各構成員の水防に関する広報(水防活動を行う消防団員の募集、自主防災組織、企業等の団体内の取組状況を共有する)。	・引き続き、区内消防署と協同した入団促進活動を実施。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・消防団員の募集について、区内消防と連携していく。		・引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局)	[区市町村] 全区市町村が対象 [東京都] 建設局、総務局
	R 4 年度	区内消防署と協同した入団促進活動を実施した。	・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図った。	・消防団員の募集については、成人の日でスクリーンやチラシ等で募集を行った。			・東京都水防ツイッター等を活用し、都の水防活動に関する広報を実施した。引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局) ・競争のメールアドレス名や名刺などにURL等を記載し広報を行った。(建設局) ・本所防災館にて水防月間に広報を実施した。(建設局)	[区市町村] 全区市町村が対象 [東京都] 建設局、総務局
⑬水防活動を行なう消防団間での連携、協力に関する検討	現状と課題	区の防災体制をより確かなものとするため、消防団が実施する事業等に対しその費用を助成している。	・消防団間の連携、協力体制を構築している。	・消防署との連携を図っている。			・連携体制の構築に向けた検討資料として東海豪雨規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)	[区市町村] 全区市町村が対象 [東京都] 建設局、下水道局、港湾局
		・洪水等に対してより広範的に効率的な水防活動が実施できるよう協力内容等を検討する。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、消防署との協力体制を継続していく。			・連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・引続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)	[区市町村] 全区市町村が対象 [東京都] 建設局、下水道局、港湾局
	R 4 年度	消防団運営会等を通じて消防団間の情報共有を行っている。	・区、消防署、消防団と共同で水防訓練を実施し、活動の連携強化を図った。	・今年度の台風接近の時期には、区内消防と適宜連絡をとり、相互に協力を図ることができた。			・引続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・引続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車の仕様や運用方法について、区市町村に向けた周知を検討している。(建設局)	[区市町村] 全区市町村が対象 [東京都] 建設局、下水道局、港湾局

多様な主体による被害軽減対策に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	千代田区	中央区	港区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑭災害拠点病院等への情報伝達の充実	現状と課題	・洪水時の情報を自動配信メールで伝達している。 ・洪水ハザードマップに病院を記載して確認を行っている。 ・浸水リスクのある災害拠点病院等への情報伝達体制・方法を運用している。	・ハザードマップに災害拠点病院を記載している。 ・移動系無線局を設置し、情報伝達手段を確保している。	・区の防災無線を配備している。 ・大雨時に情報をFAX等で伝達している。			・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を行った。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)	[区市町村] 全区市町村が対象 [東京都] 建設局、下水道局、港湾局
		・堤水予想区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認する。 ・施設管理者等に対する堤水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法について検討し、運用していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。 ・洪水ハザードマップにおいて、わかりやすい病院の記載方法を検討し、Oと情報伝達体制を確保していく。	・迅速かつ確実な複数の情報伝達方法を検討していく。			・神田川流域以外の流域について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)	[区市町村] 全区市町村が対象 [東京都] 建設局、下水道局、港湾局
	R 4 年度	令和3年度に東京都から公表された想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、区域内の災害拠点病院の状況を確認した。	・想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、災害拠点病院の状況を引き続き確認とともに、迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・防災情報メールの周知を適宜広報等を通して行った。 ・防災無線が聞き取りにくい世帯については、280MHz帯防災ラジオの配付を行った。			・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	[区市町村] 全区市町村が対象 [東京都] 建設局、下水道局、港湾局

○第一建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共存」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	千代田区	中央区	港区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
②洪水時の区市町村等の機能確保のための対策の充実	現状と課題	・浸水予想区域外であるが、止水版等を用意し、浸水対策を実施している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。	・浸水予想区域内である公共施設については、止水版等を用意し、浸水対策を実施している。 ・止水用の土のう等を備蓄し、地下駐車場等への浸水に対応している。 ・自家発電機等の浸水対策を実施している。	・	・	・	・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し公表している。(建設局)・下水道局・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局)・下水道局・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようになることが課題である。各局・排水ポンプの耐水化の実施による下水道施設の耐水化は完了(下水道局)・気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要(下水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 全局
		・区市町村市会等における並水時に想定される主要施設を適切に、直切る機能を確保するために必要な対策(耐水化等)について検討する。	・浸水想定区域内の公共施設への対策検討。	・耐水化等の対策を検討していく。	・	・	・浸水防止のための資機材の導入を検討する。(各局) ・耐水化等の対策を検討していく。(各局) ・河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局)	
	今後の取組具体的な取	R 4年度	令和3年度に公表された想定最大規模降雨の浸水予想区域図を確認し、庁舎の耐水化を確認した。	・引き続き、浸水想定区域内の公共施設への対策を検討していく。 ・引き続き、浸水対策に関する調査・検討を実施し、対策に向けて事業を継続している	・	・	・引き続き、災対本部の設置される区市町村市会等に対し、非常用電源の浸水対策等を支援する。(総務局) ・河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に水害リスクを周知していく。(建設局)・下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局)	

3)氾濫水の排水に関する取組

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	千代田区	中央区	港区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
②排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	現状と課題	護岸の嵩上げや逆止弁、そして上流側には分水路が整備され、平成12年以降、護岸付近の浸水等は消滅された。またこれに併せ、合流下水の容量を補う併排水機場や一時貯水槽等が整備され、区道の冠水も減少した。しかし、平成17年、66mm(台風14号)で点在した道路冠水が発生した外、10年前、大規模開発が著しく増加している負荷要素や80mm以上の集中豪雨等が無い事などから、これら条件を受け入れる既存施設の許容範囲が見えない。	・排水ポンプ等の資機材を配備している。	・排水ポンプ等の資機材を配備している。	・	・	・東部低地帯に排水機場を設置している。(建設局) ・東京港に排水機場を設置している。(港湾局) ・建設事務所(西延を除く)に排水ポンプ車等を配備している。(建設局) ・排水機場やポンプ所の耐震・耐水化について、計画に基づき順次実施している。(建設局)・下水道局) ・最大津波高さに对应した下水道施設の耐水化は完了(下水道局) ・気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要(下水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局
		・浸水想定区域内、高潮想定区域内における排水施設、排水資機材等の運用方法等を共有する。 ・大規模水害時における排水作業準備計画を共有する。	・上流・下流の既存排水施設等の許容及び限界等が想定できる段階にきたら、都と区との役割分担の中で、必要な対応・施設等を要請および補充していく。 ・短時間で発生する道路冠水や下水逆流による室内浸水に対応すべき、小型排水ポンプや発電機等を適宜必要を更新していく。 ・道路冠水の履歴を参考に、土砂を適正に配置し、併せて定期的な雨水樹清掃や、台風時期における道路排水施設の落ち葉等の清掃を徹底している。 ・排水ポンプや発電機等について点検を実施し、適切な維持管理を行っている。 ・台風時期前に雨水樹清掃の実施、土のうの配置状況の確認と不足分の補充を行つとともに、道路冠水の履歴を参考に、台風接近前には、バトロールを実施し落ち葉等の清掃を行った。	・配備している資機材について定期的に点検し、維持管理を徹底していく。 ・引き続き排水ポンプを保有する。	・	・	・排水機場等の運用状況等を関係機関へ共有していく。(建設局)・排水機場等について、必要に応じて運用方法や設備機能について改善を検討する。(建設局)・港湾局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震・耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局)・港湾局、下水道局) ・東京都コンクリート圧送協同組合と協定を締結し、排水機能の強化を図っている。(総務局) ・河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震・耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局)・港湾局、下水道局) ・国等関係機関を構成員とした委員会を設置し、排水作業準備計画を作成した。(建設局)	
	今後の取組具体的な取	R 4年度	・	・	・	・	・	

4)その他の取組

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	千代田区	中央区	港区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
②堤防など河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	現状と課題	・河川・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	・	・	・計画に対し、流下能力が不足している区间において河川整備を推進している。(建設局) ・河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局) ・河道や河川管理施設の適切な維持管理を実施している。(建設局)	【区市町村】 特別条例で河川の表面管理を行ふ23区が対象 【東京都】 建設局
		・河川整備計画に基づき定期的改修を実施する。 ・東京都河川維持管理基本方針等に基づく、都大根土砂等の整備など、河道の適切な維持管理の実施や河川の運河の適切な維持管理等の取組を実施する。	・着実に適切な維持管理を実施していく。	・着実に適切な維持管理を実施していく。	・	・	・着実に河川整備を進めていく。(建設局) ・着実に適切な維持管理を実施していく。(建設局)	
	今後の取組具体的な取	R 4年度	・	・	・	・	・	
③橋門、樋門の施設の確実な運用体制の確保	現状と課題	・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ等の無効化の取組について共有する。 ・都管轄の運隔操作化している水門・樋門の運用方法について情報を共有する。 ・都管轄の樋門・樋管等について、施設の確実な運用体制を検討する。	・	・	・	・	・水門、樋門については、遠隔操作化して運用している。(建設局) ・下水道局管理の樋門について、内地の安全な場所から遠隔等操作できるよう対策済(下水道局)	【東京都】 建設局、下水道局
		今後の取組具体的な取	R 4年度	・	・	・	・水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有する。(建設局) ・引き続き、円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋門の操作情報等の共有を実施する。(下水道局) ・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ等の無効化の取組について共有していく。(建設局)	
	R 4年度	・	・	・	・	・	・引き続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。(建設局) ・円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋門の操作情報等の共有を実施。(下水道局)	
④水防災社会実験等に係る地方公共団体への財政的支援	現状と課題	・防災、安全交付金を確保し、水防災意識社会再構築の取組を支援する。	・	・	・	・	・防災、安全交付金を活用した区市町村が行なうハザードマップの作成やまるごとまちごとハザードマップの作成などの取組を支援している。(建設局)	【東京都】 建設局
		今後の取組具体的な取	R 4年度	・	・	・	・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表等に伴い、区市町村が行なう水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。また、まるごとまちごとハザードマップの実施に係る防災、安全交付金の適用についても周知し、実施に係る支援を図った。引き続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)	

○第一建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	千代田区	中央区	港区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
②適切な土地利用の促進	・不動産関連事業者に対する研修会等で水害リスク情報を等に係る施策の最新情報の共有する。	現状と課題 今後の具体的な取組	R 4年度				・令和2年8月の改正宅地建物取引業法の施行により水害リスクに関する情報が重要事項説明事項となつたことから、新たに水害リスクが判断した際には、情報を適切に不動産関連事業者に対して周知する必要がある。(住宅政策本部、建設局)	【東京都】 住宅政策本部、建設局
							・水害リスク情報等に係る施策の最新情報について、引き続き不動産関連事業者団体と連携した情報共有に取り組んでいく。(住宅政策本部、建設局)	
③災害時及び災害復旧に対する支援強化	・災害対応にあたる人材の育成に向けた研修、訓練へ参加する。 ・災害復旧に関する研修、訓練等の情報を共有する。	現状と課題 今後の具体的な取組	R 4年度	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・毎年、東京都と共同で区市町村の防災担当者を対象に、気象庁が発表する防災気象情報の利活用を目的とした防災気象講習会を実施している。	・国が実施している研修等に参加している。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修を実施している。(建設局) ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。(建設局)
				・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。 ・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で報告会を実施し共有を図った。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・自治体担当者に利用していただくことを目的として、防災気象情報の入手とその情報を活用した防災行動をシミュレートするワークショッププログラムを毎年実施する予定。	・引き続き、国が実施している研修等に参加していく。(建設局)
④災害情報等の共有体制の強化	・DIS(災害情報システム)にて災害情報や避難情報を迅速に共有する。	現状と課題 今後の具体的な取組	R 4年度	DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有する仕組みは認知しているものの、操作できる職員が限定されている。	DISにて災害情報や避難情報を共有している。		・区市町村にDISを提供し情報収集をしている。(総務局) ・区市町村に對してDISの利用方法等を周知するとともに、操作習熟について支援している。(総務局)
				DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していくための体制を構築する。	引き続き、DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していくための体制を構築する。	DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。		・引き続き、DISの操作習熟について講習会等を通じて支援していく。(総務局)
⑤地方自治法第245条の第1項に基づく技術的助言	・国管理河川を対象とした大規模氾濫減災協議会の取組状況に對する情報提供等を共有する。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有する。	現状と課題 今後の具体的な取組	R 4年度	災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。	・災害情報や被害情報をDISで迅速に共有した。 ・東京都主催の合同団上訓練や定期通信訓練などに参加し、DISの操作習熟に努めた。	・引き続きDISにて災害情報や避難情報を共有した。		・DISの操作講習会等の充実を図り、災害時の円滑な情報共有を支援していく。(総務局)
							・平成28年度に国管理河川を対象とした「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会等を設置し、5年間の取組内容を取組方針としてとりまとめた。 ・令和4年度においても協議会等を開催し、取組状況のフォローアップを実施した。	
		現状と課題 今後の具体的な取組	R 4年度				・国管理河川を対象とした大規模減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的助言を行っていく。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有していく。	【関東地方整備局】
							・減災協議会や水防連絡会、流域治水協議会等の場を活用し、情報提供等の技術的助言を行った。	